

# 森林法等の一部を改正する法律

5月、「森林法等の一部を改正する法律」が可決・成立しました。

本法律の背景には、戦後造林された人工林が成熟して本格的な利用期を迎えている中、CLT（直交集成板）等の新たな製品の開発や木質バイオマスの利用の広がり等から国産材需要が拡大する兆しが見られる一方、国産材の安定的かつ低コストでの供給が十分に行われていないという状況があります。

こうした課題に法制面から対応し、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環を促進して、林業の成長産業化を後押しするため、森林法、分収林特別措置法、森林組合法、木材安定供給特別措置法、森林総合研究所法の一部改正を行うものです。

主な改正内容は以下の通りです。

## 1. 国産材の安定供給体制の構築

① 森林組合等による施業集約化を促進するため、森林組合自らが森林を経営する事業の実施要件を緩和する（組合法）。

② 共有林における施業を円滑化するため、共有林の立木の所有者の一部の所在が不明であっても伐採ができるよう、立木の共有持分の移転等を行う裁定制度を設ける（森林法）。

## 3. 森林の有する公益的機能の維持増進

② 深刻化する鳥獣害を防止するため、森林経営計画の認定要件に、鳥獣害防止に関する事項を追加する（森林法）。

① 奥地水源林の整備を推進するため、整備の担い手として、地方公共団体及び改称した森林研究・整備機構を位置付ける（森林法、総研法）。



## 森林法等の一部を改正する法律の概要

国内の森林資源が本格的な利用期を迎えている中、住宅用など従来需要に加えて、CLT(直交集成板)や木質バイオマスなど国産材の需要の創出と拡大が進展。

一方、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代、山村地域の過疎化等により森林経営意欲が低下している中で、国産材の安定的かつ低コストでの供給が十分に行われていない状況。



林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施業を通じて、**国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進**を図るための一体的な措置を講ずる。

### 森林資源の再造成の確保 (森林法)

- 伐採後の再造林を確保
- 深刻化する鳥獣害を防止

### 国産材の安定供給体制の構築 (森林法、森林組合法、木安法)

- 森林組合等による施業の集約化を促進
- 所在不明の共有者が存在する森林での施業を円滑化
- 林地の境界情報等を整備
- 国産材の安定的な広域流通を促進

### 森林の公益的機能の維持増進 (森林法、森林総研法、分収法)

- 奥地水源林の整備を推進
- 分収林契約の内容変更を円滑化
- 違法な林地開発を抑制

適切な森林施業を通じた林業の成長産業化

## 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年5月20日 法律第48号)

森林の違法伐採は環境破壊や地球温暖化の原因となるとともに、木材市場の公正な競争を阻害するものです。今回成立した「合法伐採木材流通利用促進法(略称)」は、合法性が確認された木材の利用を促進し、違法伐採木材の我が国での流通を防止することを目的として、紙や家具、建築、バイオマスエネルギーなども含む木材・木材製品を扱う事業者に対し、その取り扱う木材等について合法性の確認を求めるものです。また、合法性の確認を確実にを行う事業者の任意の登録制度を設けています。



原産国の土場における合法性確認作業

## 2 森林資源の再造成の確保

- ① 伐採後の再造林を確保するため、森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付ける(森林法)。
- ② 林地の所有者や境界情報等を掲載した林地台帳を市町村が作成する制度を設ける(森林法)。
- ③ 国産材の安定的な広域流通を促進するため、県域を超える取引計画を認定する制度を設ける(木安法)。

## 4 施行期日

- ① 平成29年4月1日から施行する。
- ② 1・③については、平成31年3月31日まで経過措置を設ける。
- ③ 違法な林地開発を抑制するため、罰則を強化する(森林法)。
- ④ 分収林契約の内容変更を円滑化するため、契約当事者の十分の一を超える異議がない場合は、契約変更を可能とする(分収法)。